



会 報

やまぐち

No. 54

平成5年

8 月発行

山口県土地家屋調査士会

目 次

藤田山口地方法務局長あいさつ	3
恵木局長退職あいさつ	4
第46回定時総会開催される	5～9
会長あいさつ	10
新本名誉会長就任あいさつ	10
副会長就任あいさつ	11～14
部長あいさつ	15～16
理事・監事あいさつ	17～18
支部長あいさつ	19
1回目理事会報告	20～21
日調連定時総会に出席して	22
支部だより	23～25
国民年金基金の概要について	26
履歴書の統一用紙について	27
「不動産登記法の一部を改正する法律」についてのお知らせ	28～30
支部企画委員会議事録	31～32
投稿 ① 出雲ドーム見学記	33
② 洪瀬清治会員の境界標論への反論	34～36
③ 男と女ある風景	37
④ 海峡の殿様釣り	38
事務局だより	39
編集後記	40

表紙のことば

はまゆう

下関市の市の花は、はまゆうである。写真は、下関市指定記念物である吉母海岸植物群落の一部で、本州の最西端の碑にも近く、国内最古の恐竜足跡化石が近くの岩場で発見された。



着任のごあいさつ

山口地方法務局長

藤田 秀次郎

8月1日付けをもって、山口地方法務局長を拝命し、広島法務局から着任いたしました。本紙上でごあいさつする機会をいただき、誠に有り難く思っております。

私は、大阪生まれの大阪育ちであります。大学時代を仙台で過ごし、昭和41年に仙台北法務局に採用されて以来、法務本省の民事局、訟務局、人権擁護局、神戸、京都、静岡、千葉、広島各局に勤務してまいりました。

当局は、初めての勤務ですが、前任の広島法務局人権擁護部長在任中に、何度か参りましたし、また、当県は、気候温暖にして人情温やかで、他県からの転入者を暖かく迎え入れる気風があると聞き、たいへん嬉しく思っております。

落着き次第、管内各庁の視察に参上する予定ですので、近いうちに会員の皆様方に直接ごあいさつできる機会もあろうかと思っておりますが、どうぞよろしく願います。

我が国の土地家屋調査士制度は、昭和25年に創設されて以来、国民の権利擁護と不動産取引の暗然に寄与する制度として、着実に充実、発展してまいりましたが、これは、先輩の方々のみならずご努力のたまものであろうかと思うのであります。会員の皆様方におかれましても今後一層の研鑽を積まれ、国民の信頼と期待に応えられる制度として、なお一層充実、発展されんことを期待しております。

ところで、我が国の登記行政を取巻く情勢は、バブル経済の崩壊で、不動産取引がやや低迷しているものの、登記事件数は以前として高水準を維持しております。特に表示登記の面では、地価の高騰に伴い国民の土地への関心がますます高まり、また、持家志向も依然として根強いものがありまして、土地の細分化や大規模な区分建物の建築など、需要は劣えをみせず、登記事務の中で表示登記の重要性が改めて認識されているところであります。

皆様方も国民の要請に応えるため、境界の明確化やより精度の高い測量技術の提供等日夜研鑽に努められていることと存じますが、当局でも表示登記の充実並びに適性、迅速な処理を図るため、土地、建物の実地調査の強化や地図整備作業に努めているところであります。

また、登記事務のコンピュータ化につきましても、不動産登記事務に引き続き商業登記事務、さらに、地図のコンピュータ入力へと続き、表示登記の充実、強化並びに近代化を図っていく予定となっておりますが、当局も、明年7月末にバックアップセンターが完成し、明年度中に不動産登記事務のコンピュータ処理のための作業を開始する予定であります。これらの作業期間中、皆様方には何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますが、登記事務の近代化と行政サービスの向上のために、何分のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、山口県土地家屋調査士会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任のごあいさつといたします。

退職のごあいさつ

惠 木 慧

去る8月1日付けをもちまして、山口地方法務局を最後に34年余にわたり勤務した法務省を退官いたしました。山口地方法務局勤務は1年でありましたけれども、その間、会員の皆様方から格別の御厚情を賜り、楽しく勤務させていただくことができました。心から感謝申し上げます。

私が着任のごあいさつの中で、山口県人は「歴史に学び伝統を大切にする一方で、進取の気風に富み人情の豊かな県民性」を持っておられると申し上げましたが、正にその通りであったと実感するところであります。すなわち、会員の皆様が土地家屋調査士としての職責と役割に誇りを持ち、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に寄与されていること、そしてそのために、普段の自己研鑽はもとより、種々の研修会、表示登記の日等の無料相談、会員諸氏の創作による寸劇のテレビ局を媒介とする大衆伝達などの創意工夫等々、地域社会に密着した活動を実施され、成果を上げられているところであり、会員の皆様の御苦勞のほどがしのばれるところであります。

ところで、登記行政をめぐる当面の課題は、登記事務のコンピュータ化、地図の整備、窓口サービスの向上等であります。これらはいずれも、来たるべき21世紀に向けての登記制度の充実発展のためにも、また、法務局の組織としての存続のためにも必要なことと考えるものであり、皆様の御理解と御支援をお願いするものであります。

最近の登記行政をとりまく環境は非常に厳しいものがありますが、会員の皆様には、登記行政の適正かつ円滑な運営に、今後とも何分の御支援と御協力をお願いするものであります。

私は、法務局生活を通じ、多くの方々と親しくおつきあいし、貴重な体験をさせていただきました。そして、この体験を大切な糧として、今後の人生を送りたいと考えております。いたらぬ局長ではありましたが、どうぞ、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴会の益々の御発展と会員の皆様方の益々の御健勝、御多幸を祈念して、お別れのごあいさつといたします。

第46回定時総会開催される

平成4年度の定時総会が平成5年5月27日(木)午前10時30分から、山口グランドホテルに於いて開催された。出席者数は会員総数261名のうち、委任状・出席110名を含む223名であった。高田副会長司会のもとに、竹内副会長開会を宣し、黙祷、倫理綱領唱和、新本会長挨拶の後、表彰式があり次の方が栄ある表彰を受けられた。

○山口地方法務局局長表彰

功績表彰 三好 一敏
永年表彰 滝野 基雄・横山 長生・長田 幸三・福田 哲郎
藤本 忠人・松田 富夫・林元 清記・樋谷 亮
宮本 克己・松永 郁・柴田 靖治

○日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

堀 敬次、浅原 薫

○山口県土地家屋調査士会会長表彰

田中 拓郎・八木 哲郎・瀬口 潤二・坂本 敬子・木下 勝
水津久太郎・荒川 博・藤永 繁夫・百合野 優

来賓挨拶

恵木 慧 山口地方法務局長殿 宮本 研道 小郡町長殿
日調連会長 三浦 福好殿(新本会長代読)

祝電披露の後、議長に宮崎晴雄会員が選任され、副議長に三好一敏会員が指名された。次いで、出席人員の報告、議事録署名人の指名がなされ、乗川副会長より平成4年度の会務報告の説明があり、議事に入る。

第1号議案

1. 平成4年度事業報告並びに収支決算承認の件
2. 平成5年3月31日現在一般会計財産目録承認の件
3. 平成4年度用紙等特別会計決算報告の件
4. 平成4年度証紙会計決算報告の件
5. 平成4年度互助会会計決算承認の件
6. 山口県司調会館運営委員会会務報告の件

以上、一括上程され、それぞれ執行部より説明、監査報告、質疑応答の後一括採決され、可決承認。

次いで、

第2号議案

会則一部変更の件

第3号議案

1. 平成5年度事業計画案承認の件
2. 平成5年度収支予算案承認の件

それぞれ執行部より説明、質疑応答の後一括採決され可決承認。

第4号議案

役員改選の件

会長・副会長の選任は推薦委員会の推薦による方法で溝口副会長より乗川会長、高田副会長、小嶋副会長、瀬口副会長が推薦され、承認可決された。

ここで議長の司会により、退任役員を代表して新本会長が挨拶した。

乗川良介が会長就任を受諾し、新任会長、副会長を代表し就任挨拶をした。

つづいて、乗川会長から名誉会長に新本前会長を推挙したい旨提案があり、盛大な拍手によって承認決定された。又、顧問、相談役については次回の理事会で決定し報告する旨の発言があった。

予定の議事終了の後、議長・副議長は降壇した。

次いで新入会員の紹介があり、午後3時35分、竹内副会長の閉会の挨拶で、第46回定時総会はとどこおりに終了した。

尚、平成5年度事業計画は下記の通り決定された。

平成5年度事業計画案

1. 総務部

(1) 申請書補正状況、証紙貼付状況及び非調査士の調査の実施並びに公職登記の実態調査

(2) 新入会員研修会の開催（2月開催予定）

(3) 諸規則集の整理検討

2. 財務部

(1) 共済制度、保険制度、年金制度の充実をはかる

(2) 高齢者会員の福祉優遇措置をはかる

(3) 会員親睦のレクリエーションの実施

3. 業務部

(1) 研修会の開催（外部会員による講義、講演）

(2) 法務局登記部門との協議会の開催

(3) 企画委員会議の開催（2回開催）

(4) 永久境界標識埋設「現地安定化」の促進

(5) 調査、測量実施要領による業務指導

4. 広報部

(1) 会報やまぐちの発行

(2) 「表示登記の日」のPRの推進

(3) 「法の日」及び「不動産登記制度記念の日」無料相談所協賛

(4) 土地家屋調査士の団結の強化とPRの実施（PR看板の作成）

5. 研究室

(1) 研究テーマの設定（中長期計画の立案）

ア 法17条地図と日常業務の実態把握

イ 地図のない地区における日常業務の実態把握（公図地区を含む）

ウ 現地安定化と登記業務

エ 調査士業務の限界性と事務所形態

オ 調査士の測量技術論

カ 調査士会員の研修及び研修会のあり方

キ 調査士会のあり方

上記等の中から1ないし2項目を選択

(2) 資料収集と管理（具体的資料収集と管理方法の検討）

(3) その他規則作り

第46回 山口県土地家屋調査士会定時総会



第46回 山口県土地家屋調査士会定時総会



第46回 山口県土地家屋調査士会定時総会



第46回 山口県土地家屋調査士会定時総会



第46回 山口県土地家屋調査士会定時総会









会長就任のご挨拶

山口県土地家屋調査士会
会長 栗川 良介

山口県土地家屋調査士会、会員の皆様、平成5年5月25日開催の、第46回、山口県土地家屋調査士会定時総会において、私を会長に御推挙いただき、小生浅学非才の身ではございますが、お引き受けすることと致しました。向二年間、副会長を始め各部長、理事他役員の皆様と一玉となって、山口会の為一生懸命、会務の執行を致す覚悟でございます。会員の皆様方の旧に優る御指導と、御協力をお願い申し上げます。

私のモットーは、各支部総会のご挨拶でも申し上げて参りました様に、会員の「会への帰属意識の高揚」と「コミュニケーションの充実」を計りながら、業務の円滑な推進と、表示登記の現地安定の為のレベルアップに努め、付加価値の高揚を計り、延いては、国民の信頼に応えつつ、制度の更なる充実とPRに努め土地家屋調査士の地位の確立の一助となる様皆様共々努力して参りたいと存じます。その為にも、会員多数の会業事への参加をお願いし、会務の御理解をいただくと同時に、御意見を聞かせていただき、又会員相互の融和を計る場としていただきたいと思います。

特に、業務部で企画する研修会には全員の御出席をお願いし、安定した業務の取り扱いの為の足並みをそろえることの出来る業士会の理想に近づけて行きたいと願うものでございます。

会長一年生ですので、まだまだ何も出来ないとは存じますが、会員皆様方の御意見をお聞かせ戴きながら、目標に一步一步前進して参りたいと存じますので、重ねて、御指導、御鞭撻をお願いし、最後となりましたが、会員皆様の御健勝、御活躍を祈念し、会長就任のあいさつと致します。

平成5年6月吉日

名誉会長就任のあいさつ

新本 清人

今年の定時総会に於て、名誉会長を拝命することとなり、昔日の軍隊の将官が元帥府に列せられた様な気分にも似て、甚だ忸怩たるものを憶える。果して現職在任中、会長として充分職務を勤め得たであろうかと反省するやしばしである。新しく変わり進展して行く限りない未来に向かっての山口県土地家屋調査士会の益々の御発展と現職役員各位の御努力と会員の御協力の程を心から御期待申し上げ御挨拶としたい。

副会長に就任して



総務・広報担当副会長
小嶋 慎一郎

分不相応と言おうか、身の程知らずと言おうか、何故何故と思いつつも、本部のお膝下故、必ず一人は必要だとの選考委員の執拗な脅迫によって、ついつい承諾をしてしまいました。

日本の政治も大きく変動しつつあるこの最中に、旧態依然そのままの私が、何とこんな大役を引き受けたものだと言えたら後悔の念しきりであります。

去る7月1日に初の理事会があり、幸いにも経験豊富な部長、頼もしい理事の皆様と御一緒させて戴くことになり、まずは、ひと安心というところであります。

今、改めて過去の会報を見直して、また、定時総会の資料、種々の議事録を吟味して、不謹慎ながらも、せっかく戴いた試練の場として、何かひとつは、足跡を残したいと考えている昨今であります。

吾設、自分の仕事と趣味にのみ没頭している者にとっては、簡単には名案が浮かばなくて、未だに何も手に付かなく、唯々通常の職務を義務的に消化しているのみですが、栗川会長のもと、役員、会員が漏れなく、平等に義務を果たし、権利を主張し得る会とすべく、連帯と和を旨として、会の運営のお手伝いをさせて戴く所存です。

どうぞよろしくお願い致します。

副会長就任のあいさつ



業務部担当副会長
高田 吉雄

第46回定時総会に於きまして引き続き副会長を拝命致し、7月の理事会にて前期同様業務部を担当する事になりました。平成3年12月より新体系による報酬額の運用が実施され、本部研修会、支部研修会を通して運用のご理解をいただき、その成果は今年度の日調連総会で報告されました各課別の会員1人あたりの平均年間報酬額に表われました。山口会に於る平成3年と4年との対比は、18.3%のアップであり、アップ率では全国平均のアップ率8.3%よりはるかに高い結果でありました。しかし山口会会員1人当たりの平均年間報酬額は1032万6千円であり、全国平均の1178万6千円にはまだ及びません。社会的に重責を担い、光波測距儀、コンピューター、図化機、車輛そして優秀な職員を揃えねばならない私達調査士は何としても経済基盤の確立が重要であり、あらゆる受託事件に対し依頼者が納得するいい仕事を行い、法務大

臣認可の枠内でその仕事に応じた適正な報酬を得る事は当然の義務であり権利であります。支部研修会を回って感じた事です、同じ地区での報酬の取扱いのバラツキが一部見受けられます。今後の業務部の課題でもあります。

先日支部企画委員さんによる企画委員会議が本部で行われました。席上支部研修計画が発表されましたが、各支部の事情に合った充実した計画がなされています。支部・研修リーダーとして期待するところです。今年は10月より不登法の一部改正が施行されます。

支部、本部の役員の皆様も任務は大変ですが、でも「自分の為にもやって良かった。」と任期満了の時に思える活動を展開しようではありませんか。乗川新会長のもと、足を引張らないように私自身頑張る所存です。会員の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新任のごあいさつ

副会長 瀬口 潤 二

過日の定時総会で副会長に就任することになりました。どうぞよろしく御指導お願いします。

また、会長・副会長で話し合い財務を担当することとなりました。同時に理事会で、新設された研究室の室長にも任命されました。今後2年間一生懸命頑張って確実に卒業できる様にしたいと思います。

財務について

私の得意分野ではありませんので、財務部長の増満先生、竹田先生や、事務局の皆様、監事の先生方の支援のもと、勉強して見ようと思います。

研究室について

今年1年は、一つだけ研究テーマを設定し（皆様が会報を読まれる時には決定していると思います。）研究を開始したいと思います。研究室の位置付けをきちっとし、研究室の守すべきこと等、具体的な規則を作り、永続性のある組織化を考えていきたいと思っています。

土地家屋調査士は、国家資格者で、それなりの知的指導者である訳で、日常業務で獲得した経験を蓄積し、国民の前に還元する義務を土地家屋調査士会は負っていると思います。会員自身のための研究室であることは当然のことですが、研究室の方向性としては、国民へ奉仕できる調査士会をめざしたいと考えています。

平成5年7月

山口県土地家屋調査士会研究室について

平成4年11月30日

理事 瀬口潤二

研究室で下記のテーマを研究したいので、予算化したい。

記

組織規模	室長1名	研究員	1名
		一般研究員	3～5名
予算規模	年	500,000円	
	内訳	研究会議	300,000円
		年6回	(1回50,000円)
		出張費	120,000円
		年2回	(1回60,000円)
		資料収集費	50,000円
		レポート作成費	30,000円
研究テーマ	国土調査地籍図の利用に関する基礎研究 (登記手続き地籍測量図について)		
	調査士事務所形態の研究 (境界情報管理センター的形態)		
	(業務集中処理センター的形態)		

研究室の約束事項

研究成果または、研究経過の報告を、年2回以上レポートする。

研究成果または、研究経過の報告を、年1回本部研修会等の場で直接、会員に発表する。

研究員の資格 レポート作成能力に優れた人
年間24日程度会務に参加しうる人

研究室の設置について

目 的 山口県土地家屋調査士会の会則第46条の6のとおり

- (1) 業務関係法規その他業務に関する調査、統計及び研究に関する事項
- (2) 報酬に関する規定の研究及び運用に関する事項
- (3) 地図に関する調査及び研究に関する事項

上記の事務をする。

研究室の位置について

- ① 研究室の室長は、会長副会長の推薦とする。
- ② 理事会は、研究のテーマを検討し、室長に研究を委嘱する。
- ③ 研究室の室長の下で、研究のテーマによって山口会会員のなかから研究員を募集する。(研究のテーマによっては、広く補助者等からも、募集する。)
- ④ 研究室の研究員の人数は、1テーマについて3名程度とする。
ただし、臨時の研究員は、会員全員とする。

研究室の展望について

長期展望 山口会の業務上の知識集約化の中核体として山口会会員及び役員の業務上の助言者となる。

広く一般国民に対しても不動産登記制度の助言や提言を行い得る知識集約体の中核体となる。

中期展望 不動産登記制度に対する情報、資料の収集、保管管理分類をする。
短期研究成果の発表——→印刷物の発行

短期計画 (平成5年度)

- ① 山口会の現状の分析
- ② 研究室での研究方法の検討 中長期のスケジュールの検討
- ③ テーマの選定と検討
- ④ 資料の収集、保管、分類の方法の検討
- ⑤ 選定した研究テーマの着手実行

10月～11月ごろ 第1回中間報告(本部研修会にて発表)

3月末 第2回中間報告(次回総会にて発表)

研究テーマの例

法17条地図と日常業務の実体把握

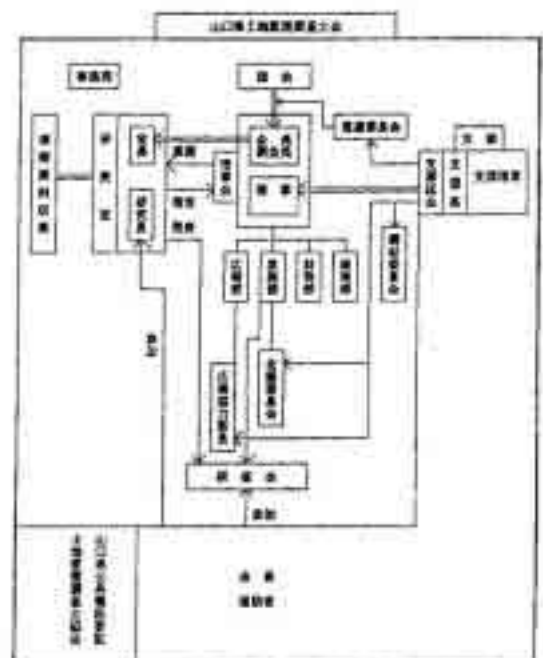
地図のない地区における日常業務の実体把握

公図地区の日常業務の実体把握

現地安定化と登記業務

調査士業務の限界性と事務所形態

調査士の測量技術論



就任のあいさつ



総務部長 八木 哲郎

前期に引続いて総務部長の役を引受けることとなりましたが、マンネリにならなければよいと思っています。

先日小学校の同級生が集まって還暦同窓会を開催致しました。人生の折返し点に来て気持ちも新たに第二の人生のスタートを切りました。

総務部の仕事も新たな気持ちで取り組みたいと考えて居ります。幸い、乗川会長小嶋副会長お2人とも、本部の仕事、総務の仕事についてはベテランであるし、渡辺両理事も張切って居られますので、委員の皆様方の御指導、御協力を頂きながら頑張りたいと思います。

先ず諸規定の読み返しから手をつけてみます。何かお気づきの点がありましたら事務局なり、私共に、御指摘頂くと幸せませす。

世の中は非常に早いサイクルで変化して居り、土地家屋調査士を囲む環境も変化して居りますが、お互いに土地家屋調査士としての基本だけは変えずに、業界の発展に努力しましょう。



業務部長 西本 健士

調査士会本部への出向も2期目となりました。今回は業務担当部長ということで、会員の方々にお世話になります。

本年度、年2回の支部企画委員さんとの会議等を通じて県内各支部の情報を得ながら部会で検討し、本部研修会・県用地課・法務局登記部門との三者協議会・法務局登記部門との協議会等の事業の遂行をしていきたいと考えています。

私自身勉強をしながら任務を果たす。という自転車操業なので仲々手際よくとはいかないかもしれませんが、よろしく御協力の程申し上げます。

財務部長 増 満 増 郎

財務部長 増 満 増 郎

前期に経理・厚生部の理事をつとめさせていただいた関係上、去る7月1日の理事会で再び財務部のお仕事を引き継ぐことになりました。微力ながら精一杯この重責を果たしたいと思いますので会員の皆様どうぞよろしくお願いたします。

又、前任者のご意見や実績を尊重しながら、研究熱心で情熱あふれる財務部担当の瀬口副会長のご指導のもと、下関支部の竹田理事、事務局の方々とご一緒に財務部の将来や今後の諸問題等を充分討議研究し、経理・厚生部の業務を更に前進させたいと思います。

財務部の事業としましては、①共済制度、保険制度、年金制度の充実をはかりながら更に国民年金基金の加入をすすめたい。②高齢者会員の福祉優遇措置をはかると共に、会員皆様のため本当に意義、価値のある制度をつくりたい、又若い会員の方々への融資制度や新入会員の育成についても充分留意しなければならないと存じます。③会員親睦のためのレクリエーションの実施についても平成3年度のアンケート調査結果をもとに同好会（仮称）の設置も必要かと考えます。ボーリング大会や司・調共催囲碁大会（調査士会担当）の開催も予定されていますのでご協力をお願いいたします。

最後に、会員の皆様のご意見やご要望を賜りますと同時に財務部に対する格別のご支援をいただきますようよろしくお願申し上げます。



広報部長 河 村 誠 一

7月の理事において、再び広報部長という役を仰せつかった岩国支部の河村です。今年から広報部は総務部・広報部から独立して単独の部員構成となり、小嶋副会長のもと、片山部員と崎野部員との3人での部活動となりました。

4年前からずっと広報部を担当してきており、活動してきましたが、昨年の山口市での中国ブロック協議会、及び今年2月の同山市での中国ブロック協議会広報者担当会議に出席して、他会の「広報部」への取り組みと活動は非常に参考になり、発奮させられるものでした。

広報部の活動は、一口で言うと「会報」と「P・R」です。即ち、対内的なP・Rとして「会報山口」の発行、又、対外的P・Rとして、調査士制度、表示登記制度のP・Rがあり、無料登記相談やパンフレット、ポスターの配布がそれにあたります。

平成5年度の事業計画は、総会資料に載っており、それに基づいて活動しますので、会員の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いたします。

理 事 あ い さ つ



端野 博 吉

本部の役員は初めてですので、右も左もわかりません。広報部の理事となりましたので、他の理事の迷惑にならないように心掛けたいと思います。

監 事 就 任 の 弁

代表監事 木 下 勝

二期続けて監事を勤めることになりました。土地家屋調査士会の監事の職務は、所謂会計監査の他、業務監査をも行うことになっております。会則の表現を藉ると「会長、副会長及び理事の業務執行の状況の監査」を行うこととなります。見方によっては大変な権限です。それだけに心して此の権限を行使しなければならないと思って居ります。此の権限は、我々を監事に選任した総会すなわち会員の信託に基づくものと考えられるので、此の権限を行使するにあたっては、常に、何が会員にとって公平か（形式的な公平ではなく実質的に公平であること）を念頭に置いて職務に遂行したいと思って居ります。

竹 田 健 治

今般、下関支部より因らずも理事に選出されました。財務部所属なので、過去の財テクに関する苦い経験を踏まえて、顧問副会長・増濱部長の足を引っ張らないように、調査士会の健全経営に協力して行こうと思います。



徳山支部 渡 辺 剛 通

支部より選出されたという自覚をもち、激力ながら会の発展に寄与できるよう頑張りますので宜しくお願い致します。

宇部支部理事 高杉千河生

初めて本会理事として選任されました。微力ですが2年間頑張りますので、御願い致します。



理事 難波文雄

本会の理事に就任しました。今までは公職協会の役員をやらせていただいていたのですが本音は「これで自分のやりたい事をやれる時間ができるぞ!!」でした。が、支部の集会の時に役割が決まった次第です。なった以上は任期中は、できることはしよう、できない時は素直に断わろうと思っています。

他の役員になられた方は一生懸命やっていただきたい。私は私なりに努力する覚悟でいます。でもまずは自分の仕事第一優先でやりたいと思っています。正直な気持ち!!



かたやま しゅういちろう

広報部2年間活躍が少なかったので、もう一期頑張ります。



支部長就任のあいさつ



下関支部長 岩間 家 徹

この度身に余る大任を拝命し、不慣れながらも新支部長として、一ヶ月経ちました。未だに足が地に着きません。支部会員の皆様のご協力なしには何も出来ませんが、先輩会員の御指導並びに受けたご恩を少しでも返すつもりで働きます。これが今の心境です。

岩国支部長 浦井 義 明

昨日スピルバーグ監督の話題の映画、ジュラシックパークを見に行きました。筋はなんということもない娯楽映画なのですが、プロが作った恐竜の動きは、見たこともない本物としか思えない迫力でした。偽物が本物を越える時代の到来を感じました。

徳山支部長 田 中 拓 朗

3期お世話になりました本部理事を、やっとなんか免除していただき、支部に帰ってゆっくりしたいなと思っておりましたら、やはり支部長のの役がやってまいりました。本年度は、支部役員に、徳山支部の特に若い、そしてとても仲の良い方々をいただき、全員一丸となって突き進んで行きたいと思っております。年々ウエストが増えていく私ですが、皆様どうぞよろしく願いいたします。

山口支部長 青 木 正 治



支部長3期目となり、自分としては、永い任期となり、こんどは早くから次期支部長候補探し交代させていただきたいと思っておりますので山口支部のみなさん、ご協力宜しくお願い致します。

宇部支部長 鶴 巻 栄 一

私が支部長に就任するのは、今回が2期目であります。

支部長候補が大勢いる中で再度選任されたことを胸に熟練会員はもとより新人会員の意見要望提案等を業務の基礎にして宇部支部が今以上に会員同士、意志の結束を計りまとまった会にしていきたいと思っております。

1 回 目 理 事 会 報 告

平成5年度理事会が支部長会と合同で、平成5年7月1日(木)午後1時30分から山口市湯田温泉のホールサムインやまぐちに於いて、垂川会長以下副会長、監事、理事、支部長、綱紀委員の出席のもと、開催された。

会長挨拶の後、議事録作成者、議事録署名人の指名がなされ、議事に入った。

①三好前名誉会長を顧問に、竹内前副会長を相談役に委嘱し、②部会の編成を次の通り決定した。

総務部

担当副会長 小 嶋 慎一郎
 理事 小 八 木 哲 郎 (部長)
 渡 辺 勇 樹
 渡 辺 行 樹

財務部

担当副会長 藤 口 徹 二
 理事 藤 増 田 健 治 (部長)
 竹 田 健 治

業務部

担当副会長 高 田 吉 雄 (部長)
 理事 西 西 文 雄
 阿 部 次 男
 高 杉 千 河 生

広報部

担当副会長 小 嶋 慎一郎
 理事 小 河 村 誠 一 (部長)
 片 山 修 一
 崎 野 梅 吉
 瀬 口 潤 二

研究室室長

支部長会

議長 三 好 一 敏
 副議長 青 木 正 治

綱紀委員会

委員長 原 田 美三男
 副委員長 井 尻 富士夫

会館運営委員会委員

八 木 哲 郎
 増 木 尚 郎
 木 下 尚 勝

代表監事



山口県土地家屋調査士会役員名簿 (平成5年5月～7年5月)

平成5年7月1日現在

役 職		氏 名	支部	役 職	氏 名	支部	
会 長		乗 川 良 介	徳山	予 備 監 事	小 林 章	萩	
副 会 長	総 務 ・ 広 報	小 嶋 慎 一 郎	山口	名 誉 会 長	新 本 清 人	岩国	
	財 務	瀬 口 潤 二	宇部	顧 問	三 好 敏 夫	萩	
	業 務	高 田 吉 雄	下関	相 談 役	竹 内 重 信	萩	
総 務 部	部 長 理 事	八 木 哲 郎	山口	研 究 室 (兼)	瀬 口 潤 二	宇部	
	理 事	渡 辺 剛 通	徳山	綱 紀 委 員	綱 紀 委 員 長	原 田 美 三 男	徳山
理 事	渡 辺 行 樹	宇部	綱 紀 副 委 員 長		井 尻 富 士 夫	岩国	
財 務	部 長 理 事	増 満 増 郎	山口		綱 紀 委 員	山 本 三 喜 夫	防府
	理 事	竹 田 健 治	下関		"	野 村 幸 人	山口
業 務 部	部 長 理 事	西 本 聡 士	徳山		"	長 田 幸 三	萩
	理 事	難 波 文 雄	岩国		"	酒 井 誠 一	宇部
	理 事	阿 部 次 男	防府	"	米 原 茂 樹	下関	
	理 事	高 杉 千 河 生	宇部	支 部 長	支 部 長 会 議 長	三 好 一 敏	萩
広 報 部	部 長 理 事	河 村 誠 一	岩国		支 部 長 会 副 議 長	青 木 正 治	山口
	理 事	片 山 修 一 郎	萩		支 部 長	浦 井 義 明	岩国
	理 事	崎 野 梅 吉	下関		"	田 中 拓 朗	徳山
代 表 監 事		木 下 勝	防府		"	玉 田 哲 二 郎	防府
監 事		平 井 敏 生	岩国		"	鶴 巻 栄 一	宇部
監 事		岡 村 正 一	山口	"	堀 家 徹	下関	

日調連定時総会に出席して

去る6月15日熱海のホテル水葉亭において、構成員186名（山口会は乗川会長、高田副会長、新本日調連理事）及びオブザーバー（瀬口副会長及び私を含め2,100名程度であったか？）により、法務省民事局長を始め関係各位の御臨席を得て盛大に開催されました。

当初の開催予定地は、伊東市のハトヤホテルでありましたが、例の地震騒動のため、急拠熱海に場所を変更されたものであります。

さて、新米副会長としては、議決権等当然なくて、義場の後ろの角の方で、様子を伺うだけでありましたが、それでも緊迫した雰囲気は直接伝わって来て、連合会役員を始め各会役員の真摯な態度を感じることができました。

その中で関心のある項目につき、触れてみます。

1. 報酬改訂

一昨年改正が昨年につれ込んで改正されたこと、及び取扱事件年計報告と同時にお願いしたアンケート調査の結果が、回収率、回答内容等改訂の資料として、使用できないこともあって、本年度の改正は見送られた。今後も継続して折衝される見込みである。

2. 土地境界鑑定委員会

筆界確認業務は、調査士の専門分野であるという社会的認知を得たいということから、土地の境界紛争について、調査士が係わることを前提として、法務省に土地境界鑑定委員会若しくは、土地境界審判所制度を民事訴訟法に規定される様提案し、今後も継続して要請していきたい。

3. 会長選挙

会長に3名、副会長に4名の立候補

があり、選挙によって、三浦福好前会長、副会長に深見慶一、小寺守、加藤東吾の3氏が当選し、就任されました。

4. 国民年金基金

各会の協力により、決定要件数に達したことの報告がなされ、山口会はその中でも、加入率が良く、特別に表彰を受けた。

5. 不動産コンサルタント

これは宅地建物取引主任者の資格を有する者の内で、相当の実務経験を有する者に、別に資格試験を実施し、「不動産コンサルタント」の資格を与えようというものであったが、業務内容が抽象的で且つ広範で既存の他の専門職業資格の業務間に混乱を招く等の視点から、「不動産コンサルティング技能審査・記明事業」に変更して告示された。

6. 土地価格調査士

不動産鑑定士の業務アシスタント的な資格として、土地価格調査士制度が検討されている旨の新聞報道があったので、国土庁長官宛に「土地家屋調査士」とまぎらわしくない名称とする様要請したが、結果的には当該資格の創設は見送られた。

以上、緊迫し、活気あふれる義場の中から、私が印象に残った議事等について、簡単に触れさせていただき、連合会役員の不断の努力に敬意を表するとともに、オブザーバー出席者の報告とさせていただきます。

副会長 小嶋 慎一郎記

支 部 だ よ り

下関支部

今年の梅雨は長かったですね。下関支部では、7月23日（金）夕べに、公職協下関支所並びに司調会館運営メンバー主催による、焼肉パーティーが開催されました。（法務局下関支局職員の多数の参加、又下関市役所の区画整理課の職員の参加いただき、親睦の和を広げました。）つづいて、7月28日（水）支部の司調

合同による理事会を開催致しました。この理事会は例年なら支部総会終了後二週間ぐらいの間隔で開かれる運びですが、国政（衆議院）選挙の影響により、さらには台風の影響も加わって延び延びになっていました。これでやっと理事の役割、担当が決まって、支部運営が出来ます。さらに支部新企画委員とで次回の研修について大いに語りあいました。



宇部支部 鶴巻栄一

「水を治める者は国を治める」といった言葉を聞いたことがあります。

今年ほど梅雨と云う文字を強く意識したことは初めてで長雨雨に加わえ台風の到来は県下いたる所で被害が発生しているのは周知のとおりであります。

この長雨で測量業務にも支障を起たしてはいるか、と逢う会員毎に尋ねるとここ数ヶ月新規事件が少なく、残務整理(?)や登記に至らない調査測量等ではそほ

そとこの場をしのいでいるとの返答が多くこれを象徴するように法務局への申請がすぐに処理され登録済みが交付されています。よほど不景気なんでしょうか。農業期選挙等も何等の影響があったようにも思われます。

しかし、数日すれば梅雨も明け太陽が照りつける猛暑夏が待ちうけています。

景気回復を新政権に期待し夏空のように建設的な仕事が沢山出てくるようにと願っている今日この頃であります。

ああ、花の支部長は雑用係

防府支部 玉田 哲二郎



私、幸か不幸か防府の支部長になりました。よりによって、長たる能力のない者が支部長をすることなど、無理な話ではありません。

支部長になった理由

その1、防府支部は会員数が少なく誰かが何等かの役(厄?)を受けなければならない。

その2、支部長は雑用係であり、名譽職ではない。そして、順送りの当番制である。

その3、昔の法友会の行事を支部が引き継いでいるので、行動力が必要であり、ある程度の若さが必要である。

私、もう若くはなく(この業界では若い?)、他の集まりでは床の間を背負って座っているのですが、やむなく引き受ける次第となったものです。

就任して、すぐ、防府市や県土木に対しての問題が起き、また、研修会等諸々の雑用で走り回る事となりました。

それはさておき、土地家屋調査士の業務というものを考えて見ますと、時々解らなくなります。

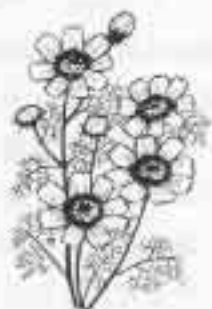
※他人が境界を決め、機械で測量し、機

械で図面を作成し、機械で申請書をつつ。土地家屋調査士法1条にいう「不動産に係わる国民の権利の明確化に寄与すること」など程遠く、市が言うた、県が言うた、法務局が言いよるから、この説明で国民に権利放棄を促す。(17条地図備付地区の官有地との境界確認などが顕著な例である)

調査士は役所の方に顔を向けて仕事している。これでは、国民の立場から見て、土地家屋調査士に業務依頼をする必要性がない。土地家屋調査士会は利権団体と思われてもしかたない。

私は、以上の事項の是正を促すための足掛りとして、支部から活動して見たいと思っています。(出来るかどうかは解らぬが)

まだまだ先は永い、今から任期满了退任を夢見て頑張ります。



頑張れ！ 土地家屋調査士

萩支部 竹内重信

我が土地家屋調査士会員が、兼業している他の業界での活躍を覗いてみた。

私には直接繋がない他業の事でありながら、同志の活躍はなぜか自分を勇気づけてくれ、恰も、私の財産であるかのごとく誇りらしささえ感じる。

友好団体といわれる山口県司法書士会には、鉄穴副会長（当会山口支部会員）竹森副会長（同岩国支部会員）、山口県行政書士会の浜瀬会長（同岩国支部会員）を始め、山口県宅地建物取引業協会の澤村総務部長（同萩支部会員）達は現役職の最たるところであろう。

その他、測量設計、不動産鑑定士、建築士、弁護士、税理士、社会保険労務士

等の国家資格の兼業をされている方、又各行の任命により、地域社会に貢献する民生委員、調停委員、人権擁護委員を受けられておられる方も多き事であろう。

土地家屋調査士会員である事をベースに多くの分野で活躍されている同志に、一層の頼もしさと、力強さを感じた。

〔挑戦〕

《不動産コンサルティング》という資格試験が今夏行われる。宅地建物取引主任者の上級試験といわれるもので、不動産流通業のスペシャリストと称される。

試験範囲は、事業、金融、法律、税制、経済、建築とはばひろい。おそらく調査士会員の中にも受験される方がおられる事と思う。

50の手習い、果たして結果はと思いを馳せ、一度しかない人生に又挑戦をしてみるこのごろである。



昔、この厚徳が、大内氏の領有だった頃のことである。広々とした盆地一帯は、茅のおい繁った沼地で、そのうえ水の使もなくいたずらに水鳥のぬぐらとなっていた。村人は何とかここに水を引くことが出来たならと、日夜思索にくれてはいたが、一向にこれという名家もなかった。

この頃、どこからきたのか此の村に、つね日垣世渡りの生業もせず、寝てばかりいる男があった。

村人はこの男を「徳太郎」とよび、小わらべ達も「うちの村には徳太郎がござる 徳太郎ねていりゃ年がたつ

と唱へて、わらいものにしてた。

ところが、この男、三年三月も寝たあげく、厚徳川上流の堰に、大井手を築くことを考え、水路を盆地に引いて、千町に及ぶ荒野を望み美田に化してしまった。

今や人々は、はじめて彼の深い心に触れ、感謝の涙とともにその業績をたたえて「徳太郎さま」とおがめ、千町一帯の真中に石祠を建てて祀ったのである。

国民年金基金の概要について

老後に備える

安心です



土地家屋調査士

土地家屋調査士・補助者の方々が、
ゆとりある老後を過ごすことができるよう基礎年金の
上乘せ給付を行う
新しい公的な年金制度です。

●掛金月額表・抜粋（単位：円）

加入時 満年齢 (歳)	1口め			2口め以降			確定年金 コース
	終身年金			終身年金			
	A型	B型	C型	A型	B型	C型	
	年金月額3万円			年金月額1万円			
20	2,850	2,550	1,800	950	850	600	600
25	3,600	3,300	2,550	1,200	1,100	850	850
30	5,100	4,500	3,300	1,700	1,500	1,100	1,100
35	6,900	6,000	4,800	2,300	2,000	1,600	1,600
40	9,900	9,000	7,200	3,300	3,000	2,400	2,100
45	15,300	13,500	11,100	5,100	4,500	3,700	3,200
	年金月額2万円						
50	17,800	16,000	13,600	8,900	8,000	6,800	5,600
	年金額は加入する月額によって異なります						
55歳以上	19,100	17,300	14,900	19,100	17,300	14,900	11,800

加入資格

国民年金の第1号被保険者で、満20歳以上60歳未満の会員及び補助者の方が対象となります。

加入方法

各調査士に「加入申出書」がありますので必要事項記入のうえ、「資格証明書」を添付し、土地家屋調査士国民年金基金に提出して下さい。

年金の種類

（1口目の年金は終身年金で、A型、B型、C型の3種類から選択）

●終身年金（1口目）

A型

65歳から支払い開始。15年保証期間つき。死亡の場合は、80歳までの残りの期間分を遺族の方が一時金で受け取れます。年1回のボーナス給付がついています。

B型、C型

65歳から支給開始。B型は保証期間はありませんが、その分掛金が安く、年1回のボーナス給付もついています。また、保証期間もボーナス給付もないC型もあり、掛金はさらに安くなっています。

●終身年金（2口目以降）

1口目と同じ型を選択して下さい。口数は掛金限度額内で任意に設定でき、毎年4月1日に増口・減口ができます。

●確定年金コースは、終身年金A、B、C型に加入した方が2口目以降に選択できる制度です。65歳から支給開始。75歳までの10年確定年金で、年1回のボーナス給付つきです。

保険料払込方法

●掛金の額は加入時の年齢より異なります。

●掛金は、初回から指定の金融機関の口座から自動振替されます。

税方上の取扱

●掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。

●お受取になる年金は、公的年金等控除が適用されます。

<h1 style="margin: 0;">履 歴 書</h1>			
氏 名 <small>よりのな</small>		男 女	大正 昭和 年 月 日生
本 籍			
現 住 所			
学 歴			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
職 歴			
自 . . 至 . .			
自 . . 至 . .			
自 . . 至 . .			
自 . . 至 . .			
免 許 ・ 資 格			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
作 成 年 月 日	平成 年 月 日		

(規格 B5版)

先に支部長会より、補助者使用届に添付する履歴書の書式の統一を図る様、会宛要望がなされ、総務部で検討し、理事会に諮り、上記の通り決定しましたので、以降の届出にはこの統一様式で添付して下さい。(総務部)

「不動産登記法の一部を改正する法律」及び「登記手数料令の一部を改正する政令」の施行期日について（お知らせ）

「不動産登記法の一部を改正する法律」が国会成立しこの改正法の施行期日を平成5年10月1日とすることが、別紙のとおり政令第225号をもって正式に公布されましたのでお知らせいたします。なお、法の施行に伴う「登記手数料令の一部を改正する政令」（地図に準ずる図面の閲覧についての手数料を図面1枚につき400円とする）も別紙のとおり政令第226号をもって公布され、法と同日から施行されることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

資 料

▽不動産登記法の一部を改正する法律案要綱

第一 地図に準ずる図面の閲覧制度の新設

登記所に第十七条の規定により地図が備えられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備えるものとし、何人も手数料を納付してその閲覧を請求することができるものとする。（第二十四条ノ三関係）

第二 登記申請代理権の不消滅に関する規定の新設

委任による登記申請のための代理権は、本人の死亡、本人たる法人の合併による消滅、本人たる受託者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくは代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しないものとする。（第二十六条第三項関係）

第三 保証書制度の改善

登記済証が滅失した場合にこれに代えて登記申請書に添付することを要する保証書について、当該申請に係る不動産所在地の登記所以外の登記所で登記を受けた者も保証人となること（第四十四条、第百五十一条ノ四関係）

第四 地図作製の際の地権者による分筆又は合筆の登記手続の新設

地図を作製する場合において必要があるときは、登記官は表題部に記載された所有者又は所有権の登記名義人の異議がないときに限り、土地の分筆又は合筆の登記をすることができるものとする。（第八十一条ノ二第五項、第八十一条ノ四第三項関係）

第五 地役権の登記がある土地の合筆手続の整備

地役権の登記のある土地について、合筆の登記を申請する場合において、合筆後の土地の一部に地役権が存続することとなるときは、申請書に存続することとなる部分を記載するとともに当該部分を示す図面を添付するものとし、その登記にその部分を付記するものとする。（第八十一条ノ四第一項、第八十七条第二項関係）

第六 建物が合体した場合の登記手続の整備

一 建物が合体した場合の登記の申請手続

1 数個の建物が合体して一個の建物となった

ときは、合体前の建物の所有者、表題部に記載された所有者又は所有権の登記名義人は、一月以内に同一の申請書をもって合体による建物の表示の登記及び合体前の建物の表示の登記の抹消を申請することを要するものとし、この場合において、合体前の建物が所有権の登記のない建物と所有権の登記のある建物であるときは、所有者又は表題部に記載された所有者のため、合体後の建物について所有権の登記をも申請することを要するものとする。（第九十三条ノ四ノ二第一項関係）

2 合体前の各建物がいずれも表示の登記のない建物であるときは、建物を新築したときの表示の登記の例によるものとする。（第九十三条ノ四ノ二第二項関係）

3 1の登記の申請書には、合体前の建物に付いてされた所有権の登記及び所有権以外の権利に関する登記で合体後の建物又はその持分の上に移すべきものを特定するのに必要な事項並びにその持分の記載を要するものとする。（第九十三条ノ四ノ二第三項関係）

4 1の登記の申請書には、合体前の建物の登記済証、合体後の建物の持分について存続すべき権利の登記名義人等の承諾書等又は合体前の建物の所有権の登記以外の権利に関する登記で申請書に記載のないものの登記名義人の権利の消滅承諾書等を添付することを要するものとする。（第九十三条ノ四ノ二第四項関係）

5 合体後の建物の表示の登記の申請書の添付書類及び合体後の建物の所有者に変更があった場合における1の登記の申請人について、第四十四条、第四十四条ノ二、第五十六条第二項、第八十一条第三項、第八十一条ノ四第二項、第八十三条第五項、第九十三条第二項及び第三項の規定を準用するものとする。（第九十三条ノ四ノ二第五項関係）

6 合体の前後において敷地権に変更がないときは、合体後の建物の表示の登記の申請には、第九十三条ノ三第二項から第五項までの規定は適用しないものとする。（第九

十三条ノ四ノ二第六関係)

二 建物が合体した場合の登記手続

- 1 合体による建物の表示の登記をした場合には、表題部に記載した所有者のため所有権の登記をするものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第一項)
- 2 合体前の建物について所有権の登記以外の権利に関する登記で合体後の建物について存続すべきものがあるときは、その登記を合体後の建物の登記用紙に移すものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第二項関係)
- 3 申請書に、合体前の建物の所有権以外の権利の消滅承諾書等の添付があるときは、合体前の建物の登記にその権利が消滅した旨を付記するものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第三項関係)
- 4 敷地権の表示を登記した建物が合体した場合に合体後の建物について敷地権の表示の登記をしないときは、第九十三条ノ十六の規定を準用するものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第四項関係)
- 5 合体の後の建物について敷地権の表示の登記をした場合においても、合体前の建物に敷地権の表示の登記があるときは、第九十三条ノ四の規定は適用しないものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第五項関係)
- 6 合体前の建物の表示の登記を抹消するときは、その建物の表示を抹消し、その登記用紙を閉鎖するものとする。 (第九十三条ノ十二ノ二第六項関係)

三 その他

合体の登記手続の整備に伴い、登記の申請を怠った場合における過料の定め及び登記済証の作成手続について、所要の改正を行うものとする。 (第六十条、第百五十九条ノ二関係)

第七 予告登記に関する手続の整備

予告登記に関する嘱託は、裁判所書記官がするものとする。 (第九十三条ノ四ノ二) 及び確定判決等により確定した登記の抹消又は回復を請求する権利を放棄したことを証する書面が提出されたときは、予告登記の抹消の嘱託をするものとする。 (第三十四条、第百四十五条関係)

第八 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附記第一項関係)
- 二 この法律の施行に伴う経過措置について、所要の措置を講ずるものとする。 (不足第二項から第八項まで関係)

▽不動産登記法の一部を改正する法律

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条ノ二」を「第二十四条ノ三」に改める。

第三章中第二十四条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ三 登記所ニ第十七条ノ規定ニ依リ地図ガ備ヘラルル迄ノ間之ニ代ヘテ地図ニ準ズル図面ヲ備フ地図ニ準ズル図面ハ一筆又ハ数筆ノ土地

毎ニ土地ノ位置、形状及ビ地番ヲ表示スルモノナルコトヲ要ス何人ト雖モ第一項ニ定ムル間手数料ヲ納付シテ利害ノ関係アル部分ニ限り地図ニ準ズル図面ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二十一条第三項及ビ第四項ノ規定ヲ準用ス第十條第二十二條第一項本文及ビ第二十四條ノ規定ハ第一項ニ定ムル間地図ニ準ズル図面ニ之ニ準用ス

第二十六条に次の一項を加える。
委任ニ因ル登記申請ノ代理人ノ権限ハ本人ノ死亡、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡若クハ代理権ノ変更若クハ消滅ニ因リテ消滅セズ

第三十四条中「裁判所」を「裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第四十四条中「其登記所ニ於テ」を削り、同条に後段として次のように加える。

此場合ニ於テ保証ヲ為ス者ガ他ノ登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル者ナルトキハ其登記簿ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第六十条第一項中「若クハ合併ノ登記」の下に「及ビ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記」を、「旨ヲモ」の下に「、其登記ガ所有権ノ登記アル建物ノ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記ナルトキハ合体ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ」を加える。

第八十一条ノ二に次の一項を加える。 地図ヲ作製スル場合ニ於テ必要アルトキハ第一項ニ掲ゲタル者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其者ノ異議ナキトキニ限り登記官ハ土地ノ分筆又ハ合筆ノ登記ヲ為スコトヲ得

第八十一条ノ四第一項中「一筆ノ土地ノ一部ニ」を削り、「分筆」の下に「又ハ合筆」を、「分割」の下に「又ハ合併」を加え、同条第三項中、「第八十一条ノ二第四項」の下に「又ハ第五項」を加える。

第八十七条第二項中「第八十五条第三項」を「第八十四条第一項並ニ第八十五条第三項」に改める。

第九十三条ノ四の次に次の一条を加える。

第九十三条ノ四ノ二 数箇ノ建物ヲ合体シテ一箇ノ建物ト為シタルトキハ合体前ノ建物ノ所有者、表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一ヶ月内ニ同一ノ申請書ヲ以テ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記及ビ合体前ノ建物ノ表示ノ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テ合体前ノ建物ガ所有権ノ登記ナキ建物ト所有権ノ登記アル建物ナルトキハ合体前ノ建物ノ所有者又ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ為メ合体後ノ建物ニ付キ所有権ノ登記ヲモ申請スルコトヲ要ス

数箇ノ建物ヲ合体シテ一箇ノ建物ト為シタル場合ニ於テ合体前ノ建物ガ何レモ登記ナキ建物ナルトキニ為ス建物ノ表示ノ登記ノ申請ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ建物ヲ新築シタルトキノ例ニ依ル

第一項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

省 令

○法務省令第三十二号

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第七條ノ二及び不動産登記法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十二号）附則第八項並びに抵当証券法（昭和六年法律第十五号）附則第三項の規定に基づき、不動産登記法施行細則及び抵当証券法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成五年七月二十九日

法務大臣 後藤田 正 晴

不動産登記法施行細則及び抵当証券法施行細則の一部を改正する省令

（不動産登記法施行細則の一部改正）第一条

不動産登記法施行細則（明治三十二年司法省令十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「建物ニ付キ」の下に「合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記ノ抹消又ハ」を加える。

第十八条中「第九十三条ノ四第三項」の下に「、第九十三条ノ十二ノ二第四項」を加える。

第三十七条ノ二を次のように改める。

第三十七条ノ二 第二十条、第二十二條ノ二及び第二十三條ノ規定ハ地図ニ準ズル図面ニ、第三十二條ノ五、第三十四條及び第三十七條ノ規定ハ地図ニ準ズル図面ノ閲覧ニ、第三十三條第一項ノ規定ハ地図ニ準ズル図面ノ閲覧ノ手数料ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ三第二項中「又ハ」を「若クハ」に改め、「更正ノ登記」の下に「又ハ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記」を加える。

第三十七條ノ四第一項中「又ハ土地」を「、土地」に改め、「為シタルトキ」の下に「又ハ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記ノ抹消ヲ為シタルトキ」を加える。第四十条を次のように改める。

第四十条 不動産登記法第九十三条ノ四ノ二第三項第一号ノ規定ニ依リ申請書ニ所有權ノ登記ヲ表示スルニハ合体前ノ建物ノ家屋番号、順位番号、申請書受附ノ年月日及び受附番号並ニ登記名義人ノ氏名ヲ記載スルヲ以テ足ル不動産登記法第九十三条ノ四ノ二第三項第二号ノ規定ニ依リ申請書ニ所有權ノ登記以外ノ所有權ニ関スル登記又ハ先取特權、質權若クハ抵当權ニ関スル登記ヲ表示スルニハ合体前ノ建物ノ家屋番号、登記ノ目的、順位番号、申請書受附ノ年月日、受附番号及び登記名義人ノ氏名並ニ其目的タル權利ヲ記載スルヲ以テ足ル

第四十二条ノ二第一項中「合併ノ登記」の下に「若クハ合体ニ因ル建物ノ表示ノ登記」を加える。

第四十二条ノ四第二項中「之ヲ」の下に「、境界標ナルトキハ適宜ノ境界点ト近傍ノ恒久的ナル地物トノ位置關係ヲ」を加える。

第四十二条ノ六第一項中「第九十三条第二項」の下に「、第九十三条ノ四ノ二第五項」を加える。

第四十六条第一項第三号中「其登記所ニ於テ」を削る。

第四十八条ノ第二項中「若クハ第四項」の下に「、第九十三条ノ十二ノ二第四項」を加える。

第五十七条第一項中「第八十四条第一項ノ規定ニ依ル」を「第八十四条第一項又ハ第八十七条第二項ノ規定ニ依リ地役權ノ存続スベキ部分ノ」に改める。

第五十七条ノ二第三項中「第八十三条第一項」の下に「、第九十三条ノ十二ノ二第四項」を加える。

第六十四条ノ二第二項中「第九十三条ノ十六第四項」を「第九十三条ノ十二ノ二第四項、第九十三条ノ十六第四項」に改める。

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条 抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第三号中「証券交付ノ申請ヲ受クベキ登記所ニ於テ」及び「又ハ登記番号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成五年十月一日から施行する。（経過措置）
- 2 不動産登記法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十二号。委員会「法」という。）附則第四項の規定により法による改正後の不動産登記法第九十三条ノ四ノ二第一項前段の規定によりされた申請とみなされる申請の申請人が合体の建物の所有權の登記名義人である場合には、その申請人は、法附則第四項の規定により書面を提出する時にこの省令による改正後の不動産登記法施行細則第四十二条ノ二の規定による印鑑の証明書の提出をしなければならない。
- 3 この省令の施行前にされた登記の申請書に係る地積の測量図については、なお従前の例による。

（別紙）

不動産登記法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不動産登記法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

不動産登記法の一部を改正する法律の施行期日は、平成五年十月一日とする。

登記手数料令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十二号）の施行に伴い、及び不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十四条ノ三第三項において準用する同法第二十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 3 地図に準ずる図面の閲覧についての手数料は、地図に準ずる図面の一枚につき四百円とする。

附 則

この政令は不動産登記法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十月一日）から施行する。

業務部 支部企画委員会会議

平成5年7月31日(土) 於 司調会館

午後1時開会 4時30分閉会

出席者 高田副会長 瀬口副会長、研究室長

業務部 部長 西本 聡 士

担当理事 高杉 千河生

阿部 次男

支部企画委員

岩 国	大 森	正 秀	林 山	正 人
徳 山	高 木	健 守	戸 倉	茂 雄
防 府	三刀屋	康 之	大 田	雄二郎
山 口	田 上	陽 一	川 口	寛 司
萩	藤 津	浩	伊 藤	正 典
宇 部	井 上	和 夫	西 野	誠 二
下 関	下 野	洋 二	木 村	秀 洋

協 議 事 項

(1) 平成4年度支部研修実施状況について

(2) 平成5年度支部研修実施計画について

上記(1)、(2)の議題につき別紙のとおり発表があったが、特に防府支部の国有財産の時効取得については、県用地課、法務局登記部門との三者会議の議題として用いてはどうかとの意見もあり、国有財産の境界確認手続等にも関連して、すでに従来の三者会議の議題として取りあげられた経緯もあるが再度業務部として検討することになった。又、萩支部の県外研修については山林地図のない地域での業務、誤差に関する研修のテーマが研修材料として各支部に多くみられた。

(3) 平成5年度本部研修実施計画について

本議題について協議の結果、本年は外部講師を招いて実施することに決定し、又、日時については他会の行事との関連もあり来年2月に設定することになった。

日 時 平成6年2月5日

講 師 福永宗雄（奈良会）

演 題 調査士のための測量講座（誤差論）（仮題）

(4) 平成5年度法務局登記部門との協議会の課題について

(5) 平成5年度県用地課、法務局登記部門との三者協議会の議題について

同議題については、協議の結果前述の支部研修計画の中より持ち上がった議題、及び各支部より一議題提出をお願いし10月、11月中頃に開催する予定

(6) 平成5年度研究室の研究テーマについて

瀬口研究室長より机上説明があり、詳細は別に記載してあるので省略

(7) その他

10月の法改正について高田副会長より情報の提供、又光波測距儀の誤差についての意見交換、前述の国有財産の境界確認についての情報交換等があり、次回開催日を平成6年3月5日、6日（1泊2日）で行うことを決定し閉会した。

出雲ドーム見学記

鹿山支部 田 中 拓 朗

先日、私が所属しているボランティアグループの中国大会が出雲で行われ、その折、評判の出雲ドームを見に行きに行って来ました。まさに、出雲市内どこからでも見えるような目立つまっ白なドーム、近くに行くにしたがってその美しさにおどろいてしまいました。ドームはだれでも見学科をはらって中に入ることができます。中に入るとまず、上を見上げてその木造ドームの屋根を支えるアーチにびっくりいたします。カニの足のようなアーチで、よく考えて作ってあるなど感激しました。ドームは、いろいろなイベント、そしてスポーツに使えるようスタンドが可動式となっていました。野球、ラグビー、サッカー、陸上競技となんでもござれというところです。出雲ドームは、山陰地方の気候が不届なことからいつでもスポーツができるよう計画されたそうです。又、出雲大社に象徴される木造り文化を生かし、木造ドームとし、ドームの高さも古代の出雲大社の高さにあわせて48メートルとしたそうです。見学する人も多く1日平均1,000人の人々が見て行くそうですが、山口県も他県に自慢できるいろいろな施設がほしいものだと感じました。皆さんも是非一度行ってみられたらいかがでしょうか。

出雲ドームの特色

- 出雲市が誇る伝統文化、木造り文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。
- 出雲市の伝統文化の継承と、市民生活の豊かさを促進することを目的として建設されました。



出雲ドームの建物概要

- 所在地 出雲市大森町3丁目1番1号
- 建築年 2007年
- 建築費 約 25億5,000万円
- 建築面積 約 117,000㎡
- 容積率 約 20%
- 高さ 約 48m
- 構造 木造
- 用途 多目的競技場
- 収容人数 約 25,000人
- 交通 出雲自動車線 出雲大塚駅 徒歩約5分
- 周辺施設 出雲大社、出雲市立総合体育館



「澁瀬清治会員の境界標論への反論」

前業務部長 瀬口潤二

業務部で指導している永久境界標識の意図が今少し理解されていないのではないかという思いから、あえて、澁瀬会員の論点を検討してみたいと思います。

1. 永久境界標識の指導を行うことは、実際には、永久境界標識が埋設されていないことの証である。との書き出しに始まっていますが、業務部では、通常の会員は、必要な境界点には必ず境界標識を設置して業務を行っているという認識から出発している訳で、けっして、誰も永久境界標識が埋設されていないという認識から出発したものではありません。

2. なぜ永久境界標識という言葉を使用しているか。

永久境界標識など存在し得ないという常識にもかかわらず、永久境界標識という言葉を使用していることに疑問を持っておられる様ですが、今までの「境界標識」と同じイメージを作りたくなかったことによります。適当なネーミングが必要で、永久境界標識という言葉を使用したもので、「永久」というところに力点がある訳ではないのです。

ただ、永久境界標識のモデルを「コンクリート杭で根固めをしたもの」をイメージして定義しています。

永久境界標識の三要素として

- ① 不動性 …… 容易に移動しないこと
- ② 耐久性 …… 容易に破壊されないこと
- ③ 明示性 …… 容易に境界標識で

あることが認識できるもの

としてこの三要素をもつものを、現地にたくさん設置しましょうということを実行しようということです。

従って、これを「不動境界標識」と呼んだり、「統一境界標識」と呼んだり、全国的にはいろいろな言葉で呼ばれています。

ただ今日までの調査士の姿勢が、調査士から見た「不動性」であったり、「耐久性」であったり、「明示性」であったりしていただのではないかという面があったのではないかと思っています。

境界標識は、登記手続のためだけに必要なものではなく、土地を占有したり、利用したりする時には、必ず必要になってくるものです。

これが、調査した調査士にだけわかれば良いものであれば良いという考え方はもう古い考え方です。

3. 澁瀬論文では、「アース棒を埋設し、その上にプラスチック杭を根固めせず入れておくことをしてきた」「なくなりそうな所は簡易になくなるから、安価なプラスチック杭」「しかし本物はその下に1m50cmの長さで設置してある。」とされていますが、本物は明示性のないものです。私にはこの意図が理解できません。

本物が顔を見せるのはいつなのでしょう。か、プラスチック杭を、はじめからなくなることを前提に埋設する理由は何でしょうか。

境界点を利用する人は、必ず澁瀬調

査士の所にまず行かなければならないことになりませんか。目印が現地にあっても、それが動いていることが前提ですので、必ず再度測量して確認しなさい。ということでしょうか。(確かに業務の拡大にはなるのですが……)

しかし、どうも私は、この様な方法は調査士業務をますます混迷させる方向に動く様に感じます。

現地で本物のポイントを顔を出させておくこと、一点でも多く、そのポイントが「現地に見えていること」これが、「現地の安定化」と呼んでいることです。

せっかく調査し、大勢の人の立ち会いによって、現地に境界点らしきものが確認できます。登記手続を行うポイントが現地で明示された時、この点が、少しでも長く一般の人の目に見える様にしておく努力はけっして無意味ではないと思います。

どうも、境界標識が保存される持続期間は、それが埋設される労働の時間や、埋設費用に比例しているように思えてなりませんから。

4. 浜瀬会員も言われる様に、それでも永久なる境界標識は存在しないと思います。

この考え方は二つ違った方法をとることになります。一つめは、境界点がなくなるのを前提として、作業する方法。二つめは、境界点は永久ではないが、ある一定期間は不動であるとして作業する方法。

どうも浜瀬論文からは前者で出発されている様に理解されざるを得ないのです。

業務部で取り組んでいる考え方は後者で、とにかく、現地で境界点が明示され「確定」がされたら、一日も一時間でも早く「永久境界標識」を埋設しよう。一生懸命に「境界標識」を入れ

る汗を掛けばそれが移動したり、破損した時にどう「復元」するかという予防処置は必然的に、学習するはずであると考えた訳です。

5. 地上面全体がずれている時の話がでていましたが、ある一団が動いたとしても一団は、それぞれの境界点間の影響のある所は別として、全く問題はないのです。大地が移動したことによって、端部は、大きくなったり小さくなったりしたとしても、この部分の登記手続だけで良いとは思いませんか。

我々は、現地を登記しているのであり、「現地の安定」が「登記の安定」を計っていくという「矢印」の流れで業務を考えるべきだと考えます。

普通の者は、住んでいる地上面積を意識し、これを意識していることで十分ではないですか？

ただ、問題となるのは、地上面積と登記面積を容易に比較できない状況にある。これが、我々調査士を含め、国民の間に混乱をひきおこしているということではないでしょうか。現地に、少しでも多く境界点が存在し、毎日見ることができれば、この状況も解消するはずだと思うからです。

6. 結論として、永久境界標識は、公共座標によって達成されるとされているが、「筆界点」の事務管理方法として、公共座標による方法が良いということであって、「公共座標」が「永久境界標識」となるという考え方は「矢印」が逆方向です。

つまり、「永久境界標」が埋設されていない時点で、「数値管理」し、地図を作成したとしたら、調査のたびに、境界点の復元を行う必要があり、境界線近くの構造物は、センチメートルの範囲で、作り替えが必要となってしまう。

しかも、誤差の集積等から、復元点

(公共座標値による)は、本物との間に誤差をもっているもので、この誤差をめぐっての紛争は馬鹿げたものとは思いませんか。

「現地」に地図作成時の「杭」があって、この「杭」を調査すなわち、地図の基準点を使用して測量し、図化作業する。そして、地図と比較し、ある一定の「誤差」があることを確認し、これが「動いていない」と確認できれば、地図上の境界点と、現地の境界点は一致しているとして処理し得るものであることは言うまでもないことです。もし、現地にこの「杭」が存在しないとき、他に「復元」すべき資料がない最後の手段として、公共座標値を使用し、誤差がどの程度発生するか、それはどうしてなのかを説明して使用すべき資料なのではないでしょうか。

「杭」が忘失した時の復元方法は、近くの引照点から復元する方法が、遠くの三角点から何度もトラバース測量をするより精度高く復元されるとは思いませんか。

土石流、風水害、等の事情で境界杭がなくなっても、公共座標をもって復元できると考えておられますが、そんな状態で正確に一点一点復元し、元の姿にすることにどれほどの価値をもつのでしょうか。

他の法律との調整の中で、土地の利用と手続の方法を考えればよいことです。

7. 最後になりましたが、業務部で考えてきた「永久標識の埋設」は、登記時の調査に時間がかかり、依頼者への費用負担も大きくなって来る中で、まず調査士会が、「一丸」としてなすべき原点は、調査士法第1条の「不動産に係る国民の権利の明確化」にあるのではないかと考えた訳です。

「権利の明確化」とは、「現地の安

定化」と同義です。さらにつけ加えるなら、土地の登記も、建物の登記と同じ様に、わかりやすく登記ができないのだろうかと考えている訳です。つまり、土地の登記簿と土地地積測量図をもって現地にいけば通常、専門家を同行しなくても、判明できる様にならないといけないのではないかと。

現在の混とんとした境界を調査することを職業とする以上、建物を建築する大工さんと同じ様に、永久標識を埋設し、明確化をした上で、登記する様にしないとイケないのではないかと考えている訳です。

「建物の登記費用が安価なのは、建物の建築に費用がかかって、登記の前提の不動産が明確化されているからです。一方、土地は、特に地価の低い地方においては、登記の前提の不動産の明確化作業をする業者が、土地家屋調査士以外にいないために、建物の登記費用に比べて、高くなるのは致し方ないものです。」

明確化すなわち、「永久標識の埋設」をテーマにしていくことは、調査士業務の全てを内包し、これを前提として、地図作りの問題や、測量技術の問題へ発展していくものと考えた訳です。

今回は、会報やまぐちに投稿された波瀬論文の言葉尻をつかまえて論じてみました。

山口会の皆様、会報やまぐちNo53の波瀬論文をいま一度読まれた上で、私の論ずる所を今一度考えて見て下さい。そして、私の論点に対する感想や所感がありましたらぜひ投稿して下さい。

男と女のある風景

下関支部 前田博司

かつてアテネの街角で、洒落た詩文の陶板を見かけた。そこには男と女が、主な各国の言葉で、それぞれ汽車と世界になぞらえて描かれていた。日本語のものは残念ながら見当たらなかったの、英語版からの拙訳で勘弁願う。

「男って奴は、汽車に似ている。

二十代はローカル列車のようだ、駅毎に停車してゆく。

三十代は特急列車のようだ、大都会までノンストップだ。

四十代は急行列車のようだ、大きな町にしか停まらない。

五十代は快速列車のようだ、停まる必要があるところだけ停車する。

六十代は隠退した汽車のようだ、もはや追憶しか残されていない。」

この汽車にはSLがよく似合う。

「女って奴は世界に似ている。

二十代はアフリカのようだ、まだ半ばしか拓かれていない。

三十代はインドのようだ、温かみと秘密めいたところがある。

四十代はアメリカのようだ、テクニクはバググ〜ン。

五十代はヨーロッパのようだ、まったく荒れ果てている。

六十代はシベリアのようだ、誰もが、そこがどこにあるかを知っている、だがどなたもお呼びじゃない。」

思わずフランス・レイの「男と女」の小粋なメロディを口ずさみたくもなってくる。

各駅停車の人生を避けるべく、我が子のために特急列車や新幹線の指定席乗車券を入手しようと血まなこになっている当今の日本の親と、それを当然視している子供たち。黄金の国ジバングの姿は、とても詩などには表現しかねる。

ともあれ我がSLも、まもなく隠退を余儀なくされる年代に突入する。未知のシルバークラウドへ旅立ちの発車ベルが鳴る刻も近い。



海峡の殿様釣り

下関支部 柴田靖治

下関は、北浦・関門海峡・長府沖と漁場に恵まれているので船釣りが盛んでありますが、横着な私達の様な人種は、手近かな岸壁釣りを楽しんで居ります。

普段は、関釜フェリーから唐戸までの岸壁で手脈で狙うのですが、チヌの乗込みのシーズンには、関門橋下の石垣まで足を延ばしてフカセで挑むのが、例年のことでもあります。

海峡でのフカセ釣りは、東流と西流によりポイントが相対的に替わりますから、潮流を調べて、攻め易い関門橋の東側か西側に陣取ります。

特に橋の西側は、10mを越す高い岸壁の中腹の幅が1mも無い狭い足場では、正に命懸けの陣取りであります。

しかし、時と場所次第では、30cmクラスが数十匹釣れるので、やはり捨て難い釣りであります。

この時期から岸壁の釣りが盛んに成りますが、一般に昼間のレジャー釣りが主流であります。

しかし、殿様の釣りは、晩酌後の酔い冷しでありまして、釣竿を片手に、自転車で岸壁に向かうわけであります。

手脈で年中釣れるメバルの仕掛に色々の魚類が混じるのが関門海峡の特色でありまして、青ケビで20cm近くの車海老が釣れたのには驚きましたが、生まれて初めての経験でもあり、あれ依頼釣れたことも無いのでタマタマの間違いであった

かと思えます。

ただ、この肉厚な海老フライが無性に美味しかったことは、忘れませんが…

夏の目当てはセイゴ・フッコ・スズキでありまして、時折60cmを越すスズキが釣れますと、岸壁近くの料理屋に持ち込み片端から知人に電話をして、酒宴を催すのが恒例であります。

又、セイゴ、フッコは、ムニエルにして一杯やることにしています。

夏の珍味はボラの洗いです。

一般に下関では泥臭いと言って食べませんが、釣ってすぐシメて洗いにすると、ザラメ雪に似た爽やかな味が楽しめます。

もっとも、プロの板場の調理でなければ食べられないと思いますが、幸いにして我が殿様釣りの岸壁は、下関の東西歓楽街の中間に位するのでありまして、調理に不便は無いわけであります。

盛夏には、海面が白く見える程の小魚が寄って来ますが、これ等を目当てにカマス・太刀魚が集まり、サヨリも群を成して回遊します。

手網でサヨリを掬うのも楽しいもので、この時期に下関に来られる会員諸兄も、御来訪戴ければ、サヨリの干物に有り付けるかも知れませんゾ…

事務局だより

会報報告

4月1日(木) 表示登記無料相談所開設
 4月13日(火) 監査会
 4月20日(火) 理事会・支部長会
 4月23日(金) 法・司・調三者協議会
 5月26日(木) 定時総会打合せ
 5月27日(木) 第46回定時総会
 6月2日(木) 中プロ新旧役員会議
 6月4日(金) 徳山・防府支部総会
 6月5日(土) 宇部支部総会
 6月11日(金) 岩国・萩支部総会
 6月15日(火) } 日調連定時総会
 6月16日(水) }
 6月19日(土) 下関支部総会
 6月22日(火) 山口支部総会

7月1日(木) 本部役員・支部長合同会議
 7月20日(火) 法・司・調三者協議会
 7月27日(火) } 中プロ会長会・監査会
 7月28日(水) }
 7月31日(土) 企画委員会議
 8月3日(火) 広報部会
 8月10日(火) 財務部会
 8月11日(水) 総務部会
 8月27日(金) 公囑定時総会
 8月29日(日) 司・調共催囲碁大会

行事予定

9月3日(金) } 自主支部長会議
 9月4日(土) }
 9月16日(木) } 中プロ定時総会
 9月17日(金) }

会員異動状況

1. 会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	入会会員事務所	電話
宇部	澤田 誠	5.4.1	入会	吉城郡阿知須町3598	0836-65-2040
"	小崎 千代人	5.5.15	廃業		

2. 事務所住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	変更後	電話
山口	藤原 淑雄	63.4.1	住所	山口市神田町11-15	0839-23-3355
防府	西山 雅敏	5.4.1	事務所	防府市駅南町6-36	0835-22-2052
萩	伊藤 正典	5.4.23	住所	長門市東深川78の46	08372-2-6910
下関	沖潮 宗男	5.5.1	事務所	下関市東向山町13-26	0832-33-1310
"	"	3.12.1	住所	下関市形山みどり町14-27-403号	0832-57-2685
宇部	松永 秀治	5.6.1	事務所	宇部市大字西岐波3361-11	0836-51-7606
岩国	松本 孝	5.7.3	事務所	玖珂郡由宇町5921の5	08276-3-3137
防府	大田 雄二郎	5.7.26	事務所	防府市寿町7-36	0835-25-8555

編集後記

今年、役員改選期にあたり5月の定時総会で乗川新会長及び高田・小嶋・瀬口の副会長が選任され、新本前会長は名誉会長に、竹内前副会長は相談役に推薦されました。又、6月の支部総会で、7支部とも支部長他の役員が選任されたのをうけて、7月の初めに、最初の理事・支部長の合同役員会が開催されました。その時に、「広報部」は昨年の総会から単独の部会になったのに伴い、人員も総務部兼務から別れて、理事3人の部会で活動することに決まりました。

いままでの八木部長は総務部長として留任され、堀家部員は、下関支部長になりました。そして、新しく下関支部から崎野理事が配属され、萩支部片山部員と岩国支部の私が引き続いて留任となりました。

会報の内容も、より一層の充実を求めて、各支部から1名の広報協力員選出していただきました。

次号から、その成果が期待できそうです。本号から、表紙の写真は前号までの「橋」から「花」シリーズとすることにし、各支部を回って行きます。終わりに、今まで以上の会員の皆様方の御協力をお願い致します。

河村

国土調査関係図書

■新刊書

●既刊一冊発売中

地籍調査研究会 編 A5判 価三、二〇〇円(千両円)

地籍調査(一筆地)関係事例

問答集 (平成4年増補版)

地籍調査の最も重要な基礎的作業である一筆地調査の調査過程で生ずる、多種多様なにわたる事案の処理に当たる実務家のために、過去数年の個別、具体的事例に基づく質疑応答を整理し、これに補足解説を加えて、この調査全般の円滑化を図る、助とした執務参考書。

本田 武夫 著 A5/函入 価四、六〇〇円(千両円)

国土調査法に基づく地籍測量

本書は、国土調査における一筆地調査と共に、単の両輪にたとえられる地籍測量の実務の基本的事項を体系的に解説したもので、著者が数年の体験を踏まえ、地籍測量の全般を現場の実務に役立つよう懇切に解説すると共に、解説図、参考資料等を豊富に挿入して具体的に、わかりやすく詳述した実務者必携の手引き書。

地籍調査研究会 編 A5/函入 価七、〇〇〇円(千両円)

問答形式一筆地調査の手引▼全3巻

国土調査における一筆地調査の趣旨、実施要領の諸事項を平易な解説でわかりやすくまとめられた実務入門書。

小口 福馬 著 A5判三、三〇〇円(千両円)

国土調査一筆地調査の実際

一筆地調査の進行上の問題点の中から、特に重要事項を選び、処理、手続き等を体系的に解説した実務講座。

●お申込みは、郵便またはFAXで(ご住所・電話番号明記のうえ)直接下記へ。

〒162

東京都新宿区住吉町8番22号



みづほ書房

電話 03(3357)0347番

FAX 03(3357)0080番

発 行 山口県土地家屋調査士会
山口市駅通り2丁目9番15号
電 話 (0839) 22-5975
F A X (0839) 25-8552
振 替 下関 9-11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 栗川 良介
広報担当副会長 小嶋慎一郎
広報部長 河村 誠一
部 員 片山修一郎
 崎野 梅吉
印刷所 桜プリント企業組合
山口市船通り1-1-6
電 話 (0839) 22-1712

